

お客様各位

## 令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する 金融上の措置についてのご案内

このたびの令和6年能登半島地震により被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

弊金庫では、被災されたお客様に対し、状況に応じ下記のとおり対応を行っておりますので、お知らせいたします。

### 記

1. 預金証書、通帳を紛失された場合でも、ご本人さまの確認をさせていただいた上で、預金の払い戻し対応をさせていただきます。
2. お届出印を紛失された場合は、拇印にて対応しております。
3. 定期預金および定期積金等の期限前払戻しのご相談も承ります。また、これを担保とする貸付のご相談も承ります。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議の上対応させていただきます。
5. 災害時の手形・小切手不渡り処分については配慮させていただきます。また、電子記録債権についても配慮させていただきます。
6. 損傷した紙幣や硬貨の引き換えも承ります。
7. 国債を紛失した場合のご相談も承ります。
8. 応急資金がご入用な場合やお借入金の返済猶予等につきましてもご相談を承ります。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、同ガイドラインの利用に係るご相談も承ります。

その他、詳しくは、幣金庫窓口へお問合せください。

以上

